

メドック東浦居宅介護支援事業所

居宅介護支援サービス 重要事項説明書

＜令和 8 年 4 月 1 日 現在＞

1. 設置者

法人の名称	社会福祉法人 成仁会
法人の所在地	愛知県知多郡東浦町大字緒川字猪伏釜 110 番地
電話番号	0562-82-2226
代表者氏名	理事長 吉田 禎宏
設立年月	平成16年 7月 6日

2. ご利用施設

施設の名称	メドック東浦居宅介護支援事業所
事業の種類	居宅介護支援
介護保険指定番号	2375701436
施設の所在地	愛知県知多郡東浦町大字緒川字栄39番地1
管理者名	大嶋 ゆかり
電話番号	0562-82-3004
ファクシミリ番号	0562-82-3005
電子メール	info@medoc-care.jp
ホームページ	http://www.medoc-care.jp
開設年月日	平成21年12月 1日
事業実施地域	東海市・大府市・知多市・東浦町 名古屋市(昭和区・千種区・瑞穂区・中区・名東区)

3. ご利用施設で合わせて実施する事業

事業の種類	介護保険指定番号	利用定数
グループホーム メドックガーデンビレッジ緒川 (指定認知症対応型共同生活介護及び 指定介護予防認知症対応型共同生活介護)	2395700186	18人
脳活デイサービスメドックガーデンビレッジ緒川 (認知症対応型通所介護及び 介護予防認知症対応型通所介護)	2395700194	12人
美活デイサービスメドックガーデンビレッジ緒川 (通所介護及び介護予防通所介護相当サービス)	2375701816	25人

4. 事業の目的と運営方針

社会福祉法人成仁会が開設するメドック東浦居宅介護支援事業所は、要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

- ① 利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ② 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス等との連携を図り、総合的なサービスを提供します。

5. 主な職員の人数

職 種	常 勤	非常勤	員 数
管理者（主任介護支援専門員）	1 名（兼）		1 名
介護支援専門員	4 名（専）	2 名	6 名

6. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管 理 者	日勤 8：30～17：30
介護支援専門員	日勤 8：30～17：30

7. 営業日及びご利用の予約

営 業 日	月曜～金曜 (土・日、12月29日から1月3日は休業日)
営業時間	8：30～17：30

8. サービス内容と利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

(1) サービス内容

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、利用者又は利用者の家族の希望を踏まえつつ、公正中立に居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス・福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供される様に配慮して、居宅サービス計画を作成します。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及び利用者の家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行之、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供される様に指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④公正中立なケアマネジメントの提供

- ・居宅サービスに位置づける指定居宅サービス事業者等が特定の種類に偏ることのないよう、利用者及び利用者家族等は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや選定理由の説明を求めることができます。

⑤介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

下記の基本料金及び各種加算に関し1単位10,21円(7級地)、ただし名古屋市に関しては1単位11,05円(3級地)として計算します。

ア. 基本報酬(基本料金) 居宅介護支援費

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	1,086単位/月	1,411単位/月
	7級地	(11,088円)	(14,406円)
	3級地	(12,000円)	(15,592円)

*取扱い件数の算定にあたり、介護予防支援については、3分の1を乗じる。

イ. 特定事業所加算Ⅱ

区分	状 況	要介護 1・2・3・4・5
	毎月	421 単位／月

*算定要件

- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること
- ・24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。

ウ. 初回加算

区分	状 況	要介護 1・2・3・4・5
	初回時	300 単位／月

*算定要件

- ・新規に居宅サービス計画を作成した場合。
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。
- ・要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合。

エ. 入院時情報連携加算

区分	状 況	要介護 1・2・3・4・5
I	入院時	250 単位／月
Ⅱ		200 単位／月

*算定要件

- I 介護支援専門員が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。
- Ⅱ 介護支援専門員が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。

オ. 退院・退所加算

区分	状 況	要介護 1・2・3・4・5
(Ⅰ)イ	退院・退所時	450 単位／月
(Ⅰ)ロ		600 単位／月
(Ⅱ)イ		600 単位／月
(Ⅱ)ロ		750 単位／月
(Ⅲ)		900 単位／月

*算定要件

- ・退院又は退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、当該病院・施設等の職員と面談を行い当該利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用の調整を行った場合。

- (Ⅰ) イ 病院・施設等の職員と面談し利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けている。
- (Ⅰ) ロ 病院・施設等の職員と面談し利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けている。
- (Ⅱ) イ 病院・施設等の職員と面談し利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けている。
- (Ⅱ) ロ 病院・施設等の職員と面談し利用者に係る必要な情報の提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスにより受けている。
- (Ⅲ) 病院・施設等の職員と面談し利用者に係る必要な情報の提供を三回受けており、うち一回以上はカンファレンスにより受けている。

力. 通院時情報連携加算

要介護 1・2・3・4・5
50単位/月

*算定要件

- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に必要な情報提供を行い、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。(1月に1回を限度)

キ. 特定事業所集中減算

要介護 1・2・3・4・5
所定単位数から200単位を減算

*算定要件

- ・正当な理由なく、居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、又は地域密着型通所介護の提供総数のうち、同一の事業所によって提供されたものの占める割合が80%を超えていること。

ク. 緊急時居宅カンファレンス加算

要介護 1・2・3・4・5
200単位/月

*算定要件

- ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。(1月に2回を限度)

ケ. ターミナルケアマネジメント加算

区分	状 況	要介護 1・2・3・4・5
	毎月	400単位/月

＊算定要件

- ・在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合。

コ．看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

- ・居宅サービス等の利用に向けてケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、算定要件を満たしている場合は基本報酬の算定を可能にする。

サ．交通費

通常の事業の実施区域以外にお住まいの利用者には、ご自宅に訪問するたびに、次のとおり交通費をご負担していただきます。

- ① 事業の実施区域を越えた地点から片道 10km 未満 500円
- ② 事業の実施区域を越えた地点から片道 10km 以上 1,000円

9．秘密保持について

- ① 事業者および事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供にあたって知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく外部に漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

10．苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口（担当者）： 管理者：大嶋 ゆかり

受付時間： 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

電話番号： 0562-82-3004

ファクシミリ： 0562-82-3005

電子メール： info@medoc-care.jp

また、苦情受付ボックスを 1 階事務室カウンター に設置しています。

（2）行政機関等

東海市 高齢者支援課

所在地： 東海市荒尾町西廻間2-1 東海市しあわせ村内

電話番号： 052-689-1600

大府市 高齢障がい支援課

所在地： 大府市中央町五丁目 70 番地
電話番号： 0562-45-6289

知多市 長寿課

所在地： 知多市緑町 1 番地
電話番号： 0562-36-2652

東浦町 健康福祉部 ふくし課 社会高齢係

所在地： 東浦町大字緒川字政所 20 番地
電話番号： 0562-83-3111

名古屋市健康福祉局介護保険課施設指導・居宅指導担当

所在地： 名古屋市中区東桜一丁目 13 番 3 号
NHK 名古屋放送センタービル 10 階
電話番号： 052-959-3087

知多北部広域連合 事業課

所在地： 東海市荒尾町西廻間 2-1 東海市しあわせ村内
電話番号： 052-689-2263

愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

所在地： 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号
電話番号： 052-971-4165

1 1. 事故発生時の対応

事業者は、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。

1 2. 高齢者虐待の通報義務

高齢者虐待防止法に基づき、当事業所の介護支援専門員又は従業者が、養護者より高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村及び地域包括支援センターその他関係機関に通報する義務が生じます。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	—
実施した評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

14. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するための、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止の為に、対策を検討する委員会を(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待防止の為に、指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止の為に、研修を定期的に(年2回以上)実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

15. 非常災害の対策

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者の対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定することとする。

私は、本書面に基づいて事業者の職員

職名 _____ 氏名 _____ から

上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利 用 者 氏名 _____

利用者の家族 氏名 _____